

栃木県における地域日本語教育の 推進に関する基本的な方針（案）

令和 4（2022）年 2 月

栃木県

目 次

I	策定の趣旨	1
II	これまでの取組	1
III	栃木県における地域日本語教育の現状と課題	2
1	市町・市町国際交流協会	2
2	地域の日本語教室	3
3	日本語学校・日本語教育機関等	4
4	外国人を雇用している企業	4
5	外国人住民	6
IV	取組の方向性	8
1	地域における日本語教育に従事する人材の充実	8
2	外国人のニーズに合わせた教育機会及び内容の充実	8
3	各主体及び関係者とのネットワーク構築等	9
4	県民の理解と関心の増進	9
V	各主体の責務と期待される役割	10
1	国	10
2	県	10
3	市町	10
4	国際交流協会	10
5	地域の日本語教室	10
6	日本語学校・日本語教育機関等	11
7	企業等	11
8	県民	11
VI	その他	11
1	推進体制	11
2	本方針の見直し	11

I 策定の趣旨

本県に在住する外国人数は令和2（2020）年12月末現在で42,828人と、新型コロナウイルス感染症の影響により8年ぶりに減少に転じましたが、前年並みの過去最高水準で推移しています（栃木県「栃木県外国人住民数現況調査結果」）。また、外国人労働者数は、令和2（2020）年10月末現在で27,606人と過去最高を記録しています（栃木労働局「外国人雇用状況の届出状況まとめ」）。特にアジア地域からの技能実習生や、平成31（2019）年4月に創設された在留資格「特定技能」により、県内で暮らす外国人は今後も増加するものと想定されます。

国においては、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号。以下「日本語教育推進法」という。）及び「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2（2020）年6月23日閣議決定。以下「国の基本方針」という。）を定め、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から孤立しないようにするためには、日本語を習得できるようにすることが極めて重要であるとししました。

さらに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」においても、円滑なコミュニケーションのための支援として、「日本語教育の充実」を明記しました。

このような中、外国人住民等が安心して暮らしていくためには、生活する上で必要な日本語能力を身につけるとともに、日本の習慣を学ぶことが重要であることから、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための本県の基本的な方針（以下「本方針」という。）を定めることとししました。なお、本方針は、日本語教育推進法第11条の規定に基づくものです。

II これまでの取組

外国人住民に身近な市町においては、各市町国際交流協会と連携し日本語教室を開催（16市町）しているほか、日本語学習支援者の養成講座を開催（9市）しています。また、地域のボランティア団体（11団体）でも日本語教室を開催しています。

県においては、外国人の増加に対応するため、「やさしい日本語」実践セミナーや日本語学習支援者の養成講座を開催するとともに、外国人が生活に身近な地域の日本語教室の情報を入手できるよう、県内の日本語教室の情報を多言語化（11言語）し発信しています。

また、企業や関係機関においては、それぞれが可能な範囲で外国人の日本語能力の向上に取り組んでいます。

Ⅲ 栃木県における地域日本語教育の現状と課題

県は、令和2（2020）年度に「日本語学習に関する調査」を実施し、地域日本語教育の現状を把握しました。その結果から見えてきた課題等は、次のとおりです。

1 市町・市町国際交流協会

（1）市町国際交流協会の運営

現状

ア 県内には17の国際交流協会があり、うち9協会では市町又は教育委員会が事務局を担っています。

（2）日本語教室

現状

- ア 県内25市町のうち、9市町は日本語教室の空白地域となっています。
- イ 令和3（2021）年4月時点で、16市町で市町と国際交流協会が連携して教室を開催しています。
- ウ 教室の運営に関して、10市町が協会に補助金等を支出し、運営を支援しています。

課題等

- ア 教室の空白地域が存在しており、日本語を学びたい外国人が日本語教育を受けられていない可能性があります。
- イ 教室を設置していない市町では、外国人の日本語教育に関するニーズが把握できておらず、また、教室の立ち上げから管理・運営までを行う人材がいない状況にあります。

（3）日本語教育に関する外国人からの相談

現状

ア 「日本語教室に通いたいけど、どんな教室があるかわからない」という相談が多く寄せられています。

課題等

ア 教室に関する情報にアクセスしやすくし、日本語教育を受けられるようにする必要があります。

2 地域の日本語教室

(1) 日本語教室

現状

ア 県内では 16 市町で市町と国際交流協会が連携して日本語教室を開催しているほか、11 ボランティア団体が教室を開催しています。なお、ボランティア団体のうち、7 団体の開催場所が宇都宮市内となっています。

イ 教室は、概ね 60 教室あり、外国人のレベルに合わせた学習を提供しています。

ウ 開催曜日は、週末が最も多く、開催時間帯は、午前・午後・夜間と教室によって様々です。

エ 教室は、生活のための日本語を学ぶだけでなく、学習者の交流の場所や日本で暮らすための習慣、文化、マナーなどを学ぶ場所となっています。

課題等

ア 教室の空白地域が存在しており、日本語を学びたい外国人が日本語教育を受けられていない可能性があります。

イ コロナ禍にあって日本語教室を開講できず、学習者が日本語を学べない状況にあります。

(2) 学習者

現状

ア 回答があった教室で学んでいる外国人のうち、国籍は「ベトナム」が多く、また、職業は「労働者」が最も多い状況にあります。

イ 在留資格は、「技能実習」が約 2 割、また、約 5 割は不明となっています。

ウ 学習者は、日本語のレベルが一人一人異なります。また、学習が長続きしない傾向にあります。

課題等

ア 学習者の背景やニーズを的確に把握し、適切な学習カリキュラムとしていくことが重要です。

(3) 日本語学習支援者

現状

ア 日本語学習支援者の多くはボランティアであり、60 代と 70 代が全体の約 7 割を占めています。

イ 支援者のうち、「資格あり (※)」は約 2 割となっています。

※ 「資格あり」とは、ここでは次のいずれかに該当する方を指します。

- ・日本語教育能力検定試験に合格した方
- ・学士の資格を有し、日本語教師養成講座等を 420 時間以上受講し修了した方
- ・大学又は大学院において日本語教育課程主専攻又は副専攻を修了した方

ウ 県及び9市において、支援者の養成講座を開催していますが、参加者が集まらなかったり、養成しても活動につながらない状況にあります。

課題等

ア 若手の支援者が育成されていない状況にあります。また、支援者個々のスキルアップを図る必要があります。

イ 参加者の活動につながる魅力的な研修プログラム等を構築し、支援者を増やす取組が必要です。

3 日本語学校・日本語教育機関等

(1) 運営主体等

現状

ア 県内には日本語学校・その他日本語教育関係機関が17校あり、そのうち学校法人が8校、財団法人・社団法人が2校、株式会社・有限会社が5校、その他が2校となっています。

イ 回答があった学校等の教育目的は、「大学等進学準備」が約6割、「就職準備」が約3割となっています。

ウ 回答があった学校等の教員構成は、専任教員が約4割、非常勤職員が約6割となっています。

(2) 企業等への教員の派遣

現状

ア 企業や日本語教室に対する教員の派遣実績がない学校等は6割で、その理由は、「要望がないため」が5割、「人材が不足するため」が約4割となっています。

課題等

ア 教員の派遣受入れを希望する企業等と、派遣が可能な学校とのマッチングを図る必要があります。

4 外国人を雇用している企業

(1) 外国人労働者

現状

ア 県内の外国人労働者、外国人労働者を雇用する事業所は、ともに過去最高を記録しています。(令和2(2020)年10月末現在 労働者数：27,606人、事業所数：3,710か所)

イ 回答があった企業で働いている外国人のうち、国籍は「ベトナム」、在留資格は「技能実習」が最も多い状況にあります。

課題等

ア 技能実習生や特定技能外国人等の増加に伴い、日本語を学びたい外国人の増加が今後も見込まれます。

(2) 外国人に求める日本語能力

現状

ア 企業が外国人に求める日本語能力は、聞く・話す・読む能力は「だいたいできる」が最も多く、書く能力は「少しできる」が最も多い状況にあります。

イ 採用時は職場での指示が「聞き取れる」・「だいたい聞き取れる」は約4割ですが、入社3年後には約8割に増加しています。

ウ 採用時は仕事の進捗状況を「報告できる」・「だいたい報告できる」は約3割ですが、入社3年後には約8割に増加しています。

エ 入社3年後も、業務に関する資料が「だいたい読める」に達していない外国人が半数以上を占めています。

課題等

ア 入社3年後の日本語能力は、聞く・話す・読む・書く能力ともに向上していますが、依然として「ほとんどできない」外国人も存在しています。

(3) 外国人に行っているサポート

現状

ア 企業では、社内で日本人職員と交流しながら日本語を話す機会を定期的
に設けたり、日本語研修を行うなど、様々なサポートを行っていることから、入社3年後には日本語能力が向上しています。

課題等

ア 外国人の日本語能力の向上には、企業のサポートが重要です。

(4) 日本語学習を促進するための他機関等との連携

現状

ア 回答があった企業のうち、「日本語教室や市町国際交流協会等の他機関と連携していない」とした企業が約6割となっています。

課題等

ア 企業と関係機関が連携することにより、外国人労働者の日本語能力の更なる向上が見込まれます。

5 外国人住民

(1) 外国人住民数

現状

ア 県内の外国人住民数は、新型コロナウイルス感染症の影響により8年ぶりに減少に転じましたが、前年並みの過去最高水準で推移しています。(令和2(2020)年12月末現在 42,828人)

課題等

ア 外国人住民数の増加に伴い、日本語を学びたい外国人の増加が今後も見込まれます。

(2) 日本語学習者数

現状

ア 令和2(2020)年時点で本県の日本語学習者は、1,029人であり、新型コロナウイルス感染症の影響により前年からは減少しましたが、令和元(2019)年時点では2,712人が日本語学校や日本語教室等の関係機関、施設等で日本語を学んでおり、平成26(2014)年と比較すると、1.8倍に増加しています。

課題等

ア 日本語学習者の増加に応じた日本語教室等が必要です。

(3) 日本語学習

現状

ア 多くの外国人が日本語を学びたいと考えており、その方法は、「ボランティアなどの日本語教室」が最も多く、次いで「独学」が多くなっています。

課題等

ア 外国人の日本語学習意欲は高く、学ぶ方法としても教室が求められているため、外国人と教室とのマッチングを図る必要があります。

(4) 日常生活

現状

ア 病院や診療所で言葉が通じず、うまく症状などが伝えられなかったり、医師や看護師の説明の言葉が分からなかったという外国人が多くいます。
イ 多くの外国人は、「やさしい日本語」が仕事先や市役所・町役場で使われることを希望しています。

課題等

ア 多くの外国人が、日常生活において日本語でのコミュニケーションに困難を抱えており、生活のための日本語の習得が必要です。
イ 日本人への「やさしい日本語」の普及・啓発が重要です。

(5) 地域との交流

現状

- ア 約8割の外国人が日本人との交流を希望していますが、約6割は交流実績がありません。
- イ 約8割の日本人が外国人との交流を希望していますが、約5割は交流実績がありません。

課題等

- ア 日本人と外国人の交流機会の不足により、地域社会に溶け込めない外国人が孤立していくことが懸念されます。

(6) 子どもの就学状況

現状

- ア 文部科学省の調査によると、県内では107人の外国人の子どもが不就学、又は不就学の可能性があります。
- イ 県が実施した調査によると、回答があった教室で学んでいる外国人のうち、「子ども」は30人となっています。
- ウ 不就学、又は不就学の可能性がある外国人の子どもの多くが日本語を学んでいない可能性があります。

課題等

- ア 外国人の子どもの就学機会が確保されることを目指し、国や市町、関係機関との連携を図り、就学状況の把握や保護者への情報提供等に努めていく必要があります。

[出典：地域国際化実態調査の概要（県、令和2（2020）年1月）、
国内の日本語教育の概要（文化庁、令和元（2019）年11月）、
外国人の子供の就学状況等調査結果（文部科学省、令和元（2019）年5月）]

IV 取組の方向性

外国人が生活する上で必要な日本語能力を身につけ、安心して暮らしていくことができるよう、地域における日本語教育体制の整備に向け、次の4つの方向性に沿った取組を行っていきます。

1 地域における日本語教育に従事する人材の充実

➤ 地域日本語教育コーディネーターの育成と活用促進

地域の日本語教室や日本語教室空白地域の現状や課題を分析し、各主体への指導・助言等を行う「地域日本語教育コーディネーター」を育成します。さらに、地域における日本語教育の体制づくりを支援するため、地域日本語教育コーディネーターを積極的に活用していく仕組みを構築します。

➤ 日本語学習支援者の育成に係る支援

県において、日本語学習支援の担い手を育成するため、県内の地域や企業等で日本語学習を支援したいと思っている方や既に日本語学習支援者として活動している方等を対象とした研修を実施します。

なお、実施に当たっては、実際に活動している教室との連携等、参加者の活動につながりやすく、多様な世代から参加を得られるような研修内容とします。

また、市町に対しても、研修の開催状況や研修内容の優良事例を紹介するなどして、支援者の育成や研修の実施をサポートします。

2 外国人のニーズに合わせた教育機会及び内容の充実

➤ 日本語教室空白地域への支援

地域日本語教育コーディネーターによるヒアリングや相談対応を行い、空白地域における日本語教育の在り方を検討します。

また、(公財) 栃木県国際交流協会等の関係機関との連携の下、各地域における外国人のニーズ把握に取り組みます。

➤ 外国人のニーズに合わせた日本語学習支援

学習者のニーズに合わせた教室活動が行えるよう各主体に働き掛けるとともに、必要に応じて、教材の紹介や助言・サポートができるような体制を構築します。

コロナ禍により多くの日本語教室が休止していることや、日本語教室空白地域等に在住し、教室に通うことができない外国人への日本語教育の機会を確保する必要性に鑑み、オンラインによる日本語学習のための日本語学習支援者や外国人住民に対するパソコン等の操作方法等の支援に取り組みます。

➤ **日本語学習に関する情報提供**

日本語を学びたい外国人が効果的に日本語学習に関する情報を入手できるよう、県内の日本語教室に関する情報等を多言語で提供します。併せて、日本語学習支援者の活動につながるよう、効果的な情報発信に取り組みます。

3 各主体及び関係者とのネットワーク構築等

➤ **関係機関との連携体制の構築**

市町や国際交流協会、企業等と地域の日本語教室が連携し、日本語を学びたい外国人を速やかに教室へつなげていくよう働き掛けます。

教員派遣の受入れを希望する企業等と、派遣が可能な日本語学校等とをマッチングする仕組みを検討します。

市町や国際交流協会、企業等に対し、研修やイベント案内等の地域における日本語教育に関する情報提供を行います。

➤ **外国人と日本人との交流の促進**

外国人が日本語を学び、地域の一員として活躍できることを目指し、地域住民との交流や、企業等における日本人就業者とのコミュニケーションの促進を働き掛けます。

4 県民の理解と関心の増進

外国人とコミュニケーションを図る上で役立つ「やさしい日本語」の普及・啓発及びその実践を図るためのセミナー等を開催し、外国人との交流を促進します。

また、国際交流イベント等を開催し、地域に住む外国人の現状や、日本語教育の必要性を伝えていくことで、外国人や日本語教育に対する県民の関心を高めるとともに、日本語学習支援の担い手を増やします。

V 各主体の責務と期待される役割

日本語教育推進法には、国、地方公共団体、雇用主の責務が定められています。また、法に定めるもののほか、各主体に期待される役割を次に示します。

1 国

- ・ 日本語教育推進法に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定・実施します。
- ・ また、そのために自治体を実施する取組に対し、必要な法制上の措置、財政上の措置その他の措置を講じます。

2 県

- ・ 日本語教育推進法に基づき、県内の状況を踏まえた地域日本語教育の推進に関する施策を策定・実施します。
- ・ 市町と連携し、地域日本語教育を推進する人材を養成します。
- ・ 地域日本語教育に関わる各主体の連携・協力を推進します。
- ・ 日本語教育に関する国や県内外の動向や優良事例等について、情報を収集し、各主体への提供を行います。

3 市町

- ・ 日本語教育推進法に基づき、地域の状況を踏まえた地域日本語教育の推進に関する施策を策定・実施します。
- ・ 住民に身近な基礎自治体として、県と連携し、地域日本語教育の場づくりを推進します。
- ・ 地域の日本語教室の運営に必要な会場や教材等を支援します。
- ・ 市町国際交流協会と連携し、地域日本語教育を推進する人材を養成します。

4 国際交流協会

県国際交流協会

- ・ 地域の国際交流協会の中核的な役割を担う機関として、県と連携し、地域日本語教育を推進するための取組を行います。
- ・ 地域日本語教育コーディネーターと連携し、地域の課題の把握や改善に取り組めます。

市町国際交流協会

- ・ 外国人を地域の日本語教室へつなぐ取組を行います。
- ・ 市町と連携し、地域日本語教育の場づくりを行います。

5 地域の日本語教室

- ・ 外国人が生活に必要な日本語や生活習慣を学ぶ場を提供します。
- ・ 外国人が必要な情報を得たり、日常の相談ができるような身近で頼れる存在となるよう努めます。

6 日本語学校・日本語教育機関等

- ・ 専門的な教育を行う機関として、企業や団体等が必要とする際には、プログラムや教材、オンライン授業についての助言、教師の派遣・紹介などの協力を行います。
- ・ 市町や国際交流協会等と連携し、地域との交流の場に参画します。

7 企業等

- ・ 日本語教育推進法に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、雇用する外国人及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めます。
- ・ 市町や国際交流協会等と連携し、地域との交流の場に参画します。

8 県民

- ・ 外国人住民は、日本語の習得、日本文化や生活習慣の理解に努め、地域の担い手として積極的に地域の活動に参加します。
- ・ 共生社会の実現に向け、より多くの県民が「やさしい日本語」を学び、日本人と外国人との交流に活かしていきます。

VI その他

1 推進体制

「栃木県地域日本語教育連携調整会議」において、施策の方向性や効果的な事業の実施に向けた助言を行うとともに、各主体及び関係者が連携して地域における日本語教育に取り組みます。

2 本方針の見直し

日本語教育を取り巻く環境の変化や日本語教育に関する施策の実施状況等を勘案した国の基本方針の変更等、必要があるときは本方針を見直すものとします。

本方針の見直しに当たっては、「栃木県地域日本語教育連携調整会議」の意見を聴くものとします。